

# 身障者に料金割引

## 有料道路が半額に

体に重い障害のある方の自立更生、および社会活動を助長するため、今月一日から、次の内容により有料道路料金を割引することになりました。

- 一、割引となる対象者  
 体幹または下肢の機能に障害があつて、身体障害者手帳の交付を受けている方。
- 二、対象となる自動車  
 次のいずれにも該当する自動車であること。

- 型自動車および軽自動車で乗用に限り、および貨物自動車（物品積載設備と乗用設備が兼ねられているライトバン等に限る。）営業用は除く。
- 割引対象となる身障者または当該身障者と生計を一にする方が所有する自動車。
- 割引対象となる身障者自身が運転する自動車。
- 三、割引率  
 原則として半額。
- 四、手続き

- 身障者手帳に山武支庁の割引対象者である旨の押印を受ける。
- 山武支庁に割引書交付申請書を提出して割引書の交付を受ける。
- 五、利用方法  
 料金所で山武支庁から押印を受けた身障者手帳と割引書を提示して下さい。

詳細は山武支庁社会福祉課福祉係（☎04755④0222）まで。



# 年金問答

## 任意で再加入

### 過去に納入した保険料は？

(主婦 H・上町第 4)

質問します

私は四十一歳の主婦です

が、以前に六年八か月ほど国民年金に任意加入して、その後やめてしまいました。  
先月から再び任意加入しましたが、以前に納入した分の保険料はどうなるのでしょうか。

お答えします

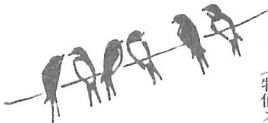
以前に加入していた時に納入した保険料は、再加入した分と合算されます。

従って、あなたの場合、このまま続ければ六十歳までに十八年六か月間の納入済期間ができ、さらにこれに以前加入していた時の六

年八か月分の納入期間が合算されますので、最終的に二十五年二か月分の年金を受給することができますようになります。  
なお、現在の年金受給額の計算方法は次のとおりです。

一、三〇〇円×納入月数×一・一六七

(物価スライド率)



# 国民年金

## 保険料の免除

### 申請は七月中に

災害や病気、あるいは失業などのため、収入が少なく保険料を納められない場合に、国民年金の保険料の免除を受けることができます。

今年四月分から、来年三月分までの保険料について免除を受けたい方は、七月末日までに申請してください。また、昨年度に引き続き免除を受ける方も、改めて申請してください。

保険料を納めず、免除も受けないうでそのまましておきますと、将来の老齢年金や万一の事故のとき、障害年金や母子年金などが受けられなくなります。

手続き、お問い合わせは住民課年金係（☎1116）まで。



## 提出されましたか？

### 児童手当現況届

児童手当受給者の方は、今日一日から三十日までの間に、児童手当現況届を福祉保健課に提出して下さい。

児童手当現況届は、受給者の前年の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを確認するためのもので、毎年一回、すべての受給者自身が出す届です。

もし、この届を出さないと、引き続き受給資格があつても、六月分以後の児童手当の支払いを受けることができなくなりますから必ず提出して下さい。

なお、その年の六月以降は受給資格がなくなると思われる場合であっても同様です。

届出用紙は、五月中に受給者に送付してありますが、まだ届いていない方、あるいは紛失されたしまった方は、福祉保健課（☎1112）にお問い合わせ下さい。

